

決 議

町村を取り巻く環境は、経済の低迷、雇用の悪化、財政赤字の増大など深刻な問題が山積している中で、過疎化、少子高齢化の進行、農林水産業の衰退をはじめ地域経済の疲弊といった厳しい状況下にあり、加えて大幅な交付税の削減により、危機的な状況にある。

一方、全国の町村の多くは農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活の安定や伝統・文化の継承など人々の心の拠りどころとしても大きな役割を担ってきた。

将来に亘り、国民一人ひとりが真の豊かさと安らぎを実感できるよう、地域社会を、魅力にあふれ、活力に満ちたものにしていかなければならない。その実現のためには、住民に最も身近な行政主体である町村が、基礎自治体として地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的、自立的に展開していくことが何よりも重要である。

この意味で、町村の発展なくして、国家の発展はない。多様な国土に多彩な自治体があることこそ、この国の活力の源泉である。

我々町村長は、この信念のもと団結し、活力と潤いのある町村の実現を目指し、直面する様々な課題に対して積極果敢に取り組み、住民が幸せを享受できる社会の実現に全力を尽くす決意である。

政府が自ら示している「地域主権」の確立、自主財源の大幅増額などの方針に沿って、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、交付税率を引き上げるとともに、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税を復元すること。

一、個別町村の減収に対する明確な代替財源を示すことなく、暫定税率を廃止しないこと。

一、戸別所得補償制度は生産者・町村が納得できるものとし、食料・木材自給率の向上と危機的状況にある農山漁村の自立・再生を確実に前進させること。

一、少子高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。

一．子ども手当にかかる必要な経費については、全額国庫負担とすること。

一．道路整備やダム建設など公共事業費の扱いについては、説明責任を果たし、地域の実情を十分踏まえること。

一．町村に関わる政策決定については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう町村の実態や意見を十分踏まえること。

一．地方分権改革を推進し、地方の再生を図るため、国・地方の税財源配分を見直し、基礎自治体の裁量権を拡大するとともに、国と地方の協議の場を早期に法制化すること。

以上決議する。

平成21年11月18日

全国町村長大会